

第78期中間決算公告

平成18年12月18日

佐賀市唐人二丁目7番20号
株式会社佐賀銀行
取締役頭取 松尾靖彦

中間貸借対照表(平成18年9月30日現在)

(単位:百万円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|-------------|-----------|-------------------------|-----------|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| 現金預け金 | 42,860 | 預 金 | 1,699,869 |
| コ ー ル 口 ー ン | 60,471 | 譲 渡 性 預 金 | 47,842 |
| 買 入 金 銭 債 権 | 8,339 | コ ー ル マ ネ ー | 5,337 |
| 特 定 取 引 資 産 | 70,568 | 借 用 金 | 18,106 |
| 金 銭 の 信 託 | 989 | 外 国 為 替 | 102 |
| 有 価 証 券 | 499,922 | そ の 他 負 債 | 15,656 |
| 貸 出 金 | 1,209,442 | 賞 与 引 当 金 | 692 |
| 外 国 為 替 | 1,405 | 退 職 給 付 引 当 金 | 12,905 |
| そ の 他 資 産 | 6,380 | 再評価に係る繰延税金負債 | 6,902 |
| 有 形 固 定 資 産 | 29,146 | 支 払 承 諾 | 22,301 |
| 無 形 固 定 資 産 | 1,224 | 負 債 の 部 合 計 | 1,829,715 |
| 繰 延 税 金 資 産 | 9,403 | (純資産の部) | |
| 支 払 承 諾 見 返 | 22,301 | 資 本 金 | 16,062 |
| 貸 倒 引 当 金 | 50,769 | 資 本 剰 余 金 | 11,375 |
| | | 資 本 準 備 金 | 11,374 |
| | | そ の 他 資 本 剰 余 金 | 0 |
| | | 利 益 剰 余 金 | 34,429 |
| | | 利 益 準 備 金 | 14,926 |
| | | そ の 他 利 益 剰 余 金 | 19,502 |
| | | 別 途 積 立 金 | 13,800 |
| | | 固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 | 126 |
| | | 繰 越 利 益 剰 余 金 | 5,576 |
| | | 自 己 株 式 | 972 |
| | | 株 主 資 本 合 計 | 60,894 |
| | | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 12,111 |
| | | 繰 延 ヘ ッ ジ 損 益 | 12 |
| | | 土 地 再 評 価 差 額 金 | 8,978 |
| | | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計 | 21,078 |
| | | 純 資 産 の 部 合 計 | 81,972 |
| 資 産 の 部 合 計 | 1,911,688 | 負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計 | 1,911,688 |

注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」という。)の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間決算日の時価により、先物・オプション取引等の派生商品については中間決算日において決済したものとみなした額により行っております。

3. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

4. 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

5. デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。

6. 有形固定資産の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

| | |
|-----|--------|
| 建 物 | 2年~36年 |
| 動 産 | 2年~20年 |

7. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しております。

8. 外貨建資産・負債は、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

9. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。

10. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。

11. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

| | |
|----------|---|
| 過去勤務債務 | その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により損益処理 |
| 数理計算上の差異 | 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から損益処理 |

12. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

13. 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

また、当中間期末の中間貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施してありました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。

なお、当中間期末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は15百万円(税効果額控除前)であります。

14. 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建その他有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。

15. 消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間期の費用に計上しております。

16. 関係会社の株式(及び出資)総額 1,153百万円

17. 有形固定資産の減価償却累計額 22,044百万円

18. 有形固定資産の圧縮記帳額 4,240百万円

19. 貸出金のうち、破綻先債権額は4,281百万円、延滞債権額は58,807百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

20. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額はありません。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

21. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は8,547百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

22. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は71,636百万円であります。

なお、19. から22. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

23. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は23,169百万円であります。

24. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 5,761百万円

担保資産に対応する債務

預金 4,741百万円

コールマネー 1,768百万円

上記のほか、為替決済、信託業務等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券100,491百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は896百万円であります。

25. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める地価公示法に基づいて、(奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等)合理的な調整を行って算出

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 10,090百万円

26. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金17,500百万円が含まれております。

27. 1株当たりの純資産額 478円97銭

「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号平成14年9月25日)が平成18年1月31日付で改正され、会社法施行日以後終了する中間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間期から同適用指針を適用し、1株当たり純資産額は「繰延ヘッジ損益」を含めて算出してあります。これにより、従来の方法に比べて1株当たりの純資産額は7銭減少しております。

28. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

満期保有目的の債券で時価のあるもの

| | 中間貸借対照表 計上額(百万円) | 時 価 (百万円) | 差 額 (百万円) |
|------|---------------------|--------------|--------------|
| 国債 | - | - | - |
| 地方債 | - | - | - |
| 短期社債 | - | - | - |
| 社債 | 1,705 | 1,720 | 15 |
| その他 | - | - | - |
| 合計 | 1,705 | 1,720 | 15 |

その他有価証券で時価のあるもの

| | 取得原価 (百万円) | 中間貸借対照表 計上額(百万円) | 評価差額 (百万円) |
|------|---------------|---------------------|---------------|
| 株式 | 30,610 | 54,003 | 23,393 |
| 債券 | 402,812 | 400,103 | 2,708 |
| 国債 | 201,713 | 199,191 | 2,521 |
| 地方債 | 141,307 | 140,889 | 418 |
| 短期社債 | - | - | - |
| 社債 | 59,790 | 60,022 | 231 |
| その他 | 35,772 | 35,375 | 397 |
| 合計 | 469,194 | 489,482 | 20,287 |

なお、上記の評価差額から繰延税金負債 8,175 百万円を差し引いた額 12,111 百万円を、「その他有価証券評価差額金」に計上しております。

また、当中間期において、その他有価証券で時価のある株式について 239 百万円減損処理を行っております。有価証券の減損処理については、期末時(中間期末時を含む。)の時価が簿価の 50%以下である場合は、時価が「著しく下落した」ときに該当するとして減損処理を行っております。また、期末時の時価が簿価の 70%以下でありかつ 50%を上回っている場合は、時価が「著しく下落した」と判断するための合理的な基準を設け、当該基準を満たす場合に減損処理を行っております。

29. 時価評価されていない有価証券のうち、主なものの内容と中間貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

| 内 容 | 中間貸借対照表計上額 (百万円) |
|----------------------|---------------------|
| 満期保有目的の債券 | |
| 非上場事業債 | 4,250 |
| 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式等 | |
| 子会社・子法人等株式等 | 1,136 |
| 関連法人等株式等 | 16 |
| その他有価証券 | |
| 非上場新株予約権付社債 | 921 |
| 非上場株式(店頭売買株式を除く) | 2,391 |
| 非上場外国株式 | 0 |
| 企業再生ファンド出資金 | 18 |

30. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、371,839 百万円であります。このうち原契約期間が 1 年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が 371,839 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

31. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

| | | |
|-------------------|--------|-----|
| 繰延税金資産 | | |
| 貸倒引当金損金算入限度額超過額 | 19,743 | 百万円 |
| 退職給付引当金損金算入限度額超過額 | 5,200 | |
| 減価償却損金繰入限度額超過額 | 1,588 | |
| その他 | 1,324 | |
| 繰延税金資産小計 | 27,857 | |
| 評価性引当額 | 10,191 | |
| 繰延税金資産合計 | 17,665 | |
| 繰延税金負債 | | |
| その他有価証券評価差額金 | 8,175 | |
| 固定資産圧縮積立額 | 87 | |
| 繰延税金負債合計 | 8,262 | |
| 繰延税金資産の純額 | 9,403 | 百万円 |

32. 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)が会社法施行日以後終了する中間会計期間から適用されることになったこと等から、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間期から以下のとおり表示を変更しております。

- (1) 「資本の部」は「純資産の部」とし、株主資本及び評価・換算差額等に区分のうえ表示しております。
なお、当中間期末における従来の「資本の部」の合計に相当する金額は81,984百万円であります。
- (2) 「利益剰余金」に内訳表示していた「任意積立金」及び「中間未処分利益(又は中間未処理損失)」は「その他利益剰余金」の「別途積立金」、「固定資産圧縮積立金」及び「繰越利益剰余金」として表示しております。
- (3) 繰延ヘッジ損失又は繰延ヘッジ利益として「その他資産」又は「その他負債」に含めて計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。
- (4) 「株式等評価差額金」は、「その他有価証券評価差額金」として表示しております。
- (5) 「動産不動産」は、「有形固定資産」、「無形固定資産」又は「その他資産」に区分して表示しております。これにより、従来の方法に比べて「その他資産」は896百万円増加しております。
- (6) 「その他資産」に含めて表示することとしていたソフトウェアは、「無形固定資産」に含めて表示しております。

33. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号口(10)に規定する単体自己資本比率(国内基準) 9.63%

中間損益計算書 〔 平成18年4月1日から
平成18年9月30日まで 〕

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 |
|-----------------------|------------|
| 経 常 収 益 | 21,770 |
| 資 金 運 用 収 益 | 16,755 |
| (うち貸出金利息) | (12,890) |
| (うち有価証券利息配当金) | (3,753) |
| 信 託 報 酬 | 2 |
| 役 務 取 引 等 収 益 | 3,508 |
| 特 定 取 引 収 益 | 334 |
| そ の 他 業 務 収 益 | 400 |
| そ の 他 経 常 収 益 | 769 |
| 経 常 費 用 | 16,630 |
| 資 金 調 達 費 用 | 1,588 |
| (うち預金利息) | (524) |
| 役 務 取 引 等 費 用 | 1,544 |
| そ の 他 業 務 費 用 | 0 |
| 営 業 経 費 | 12,792 |
| そ の 他 経 常 費 用 | 705 |
| 経 常 利 益 | 5,139 |
| 特 別 利 益 | 1,338 |
| 特 別 損 失 | 84 |
| 税 引 前 中 間 純 利 益 | 6,393 |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 418 |
| 法 人 税 等 調 整 額 | 2,135 |
| 中 間 純 利 益 | 3,839 |

注1．記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2．1株当たり中間純利益金額 22円43銭

3．特定取引目的の取引については、取引の約定時点を基準とし、当該取引からの損益を中間損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間期中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前期末と当中間期末における評価損益の増減額を、派生商品については前期末と当中間期末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

4．「その他経常費用」には、貸出金償却7百万円、及び株式等償却270百万円を含んでおります。

5．当中間期において、使用方法の変更により以下の資産について回収可能価額まで減額し、当該減少額10百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

| 地域 | 主な用途 | 種類 | 減損損失 |
|------|---------|-------|------|
| 佐賀県内 | 社宅1か所 | 土地・建物 | 1百万円 |
| 福岡県内 | 営業店舗1か所 | 建物・動産 | 9 |
| 合計 | | | 10 |

当該資産の回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、「不動産鑑定評価基準」(国土交通省、平成14年7月3日改正)に基づき評価した額から処分費用見込額を控除して算定しております。

資産のグルーピング方法は、管理会計上の最小区分である営業店単位(ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位)でグルーピングを行っておりますが、銀行全体に関連する資産(本部使用資産、社宅、ATMコーナー等)は共用資産とし、遊休資産については各々独立した単位として取り扱っております。

信託財産残高表

(平成18年9月30日現在)

(単位:百万円)

| 資 産 | 金 額 | 負 債 | 金 額 |
|---------------|-----|---------|-----|
| 動 産 不 動 産 | 435 | 金 銭 信 託 | 10 |
| 不 動 産 の 賃 借 権 | 316 | 包 括 信 託 | 815 |
| 現 金 預 け 金 | 74 | | |
| 合 計 | 826 | 合 計 | 826 |

(注)1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 共同信託他社管理財産 - 百万円

3. 元本補てん契約のある信託は、平成18年9月30日現在取扱っておりません。

中間連結財務諸表の作成方針

(1) 連結の範囲に関する事項

連結される子会社及び子法人等 3社

佐銀ビジネスサービス株式会社

佐銀コンピュータサービス株式会社

佐銀信用保証株式会社

非連結の子会社及び子法人等

佐銀ベンチャーキャピタル投資事業有限責任組合第一号

佐銀ベンチャーキャピタル投資事業有限責任組合第二号

さがベンチャー育成第一号投資事業有限責任組合

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、中間純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等 2社

佐銀リース株式会社

株式会社佐銀ベンチャーキャピタル

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等

佐銀ベンチャーキャピタル投資事業有限責任組合第一号

佐銀ベンチャーキャピタル投資事業有限責任組合第二号

さがベンチャー育成第一号投資事業有限責任組合

九州広域企業再生基礎ファンド

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等は、中間純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

(3) 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。

9月末日 3社

中間連結貸借対照表（平成18年9月30日現在）

（単位：百万円）

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|-----------|-----------|-----------------|-----------|
| （資産の部） | | （負債の部） | |
| 現金預け金 | 42,861 | 預 金 | 1,694,608 |
| コ－ル口－ン | 60,471 | 譲 渡 性 預 金 | 47,842 |
| 買入金銭債権 | 8,339 | コ－ルマネ－ | 5,337 |
| 特定取引資産 | 70,568 | 借 用 金 | 18,106 |
| 金銭の信託 | 989 | 外 国 為 替 | 102 |
| 有 価 証 券 | 500,357 | そ の 他 負 債 | 19,028 |
| 貸 出 金 | 1,209,442 | 賞 与 引 当 金 | 730 |
| 外 国 為 替 | 1,405 | 退 職 給 付 引 当 金 | 13,004 |
| そ の 他 資 産 | 7,969 | 再評価に係る繰延税金負債 | 6,902 |
| 有形固定資産 | 29,260 | 支 払 承 諾 | 22,301 |
| 無形固定資産 | 1,254 | 負債の部合計 | 1,827,964 |
| 繰延税金資産 | 10,176 | （純資産の部） | |
| 支払承諾見返 | 22,301 | 資 本 金 | 16,062 |
| 貸倒引当金 | 52,701 | 資 本 剰 余 金 | 11,375 |
| | | 利 益 剰 余 金 | 35,079 |
| | | 自 己 株 式 | 981 |
| | | 株 主 資 本 合 計 | 61,535 |
| | | その他有価証券評価差額金 | 12,117 |
| | | 繰 延 ヘ ッ ジ 損 益 | 12 |
| | | 土 地 再 評 価 差 額 金 | 8,978 |
| | | 評価・換算差額等合計 | 21,083 |
| | | 少 数 株 主 持 分 | 2,113 |
| | | 純資産の部合計 | 84,732 |
| 資産の部合計 | 1,912,697 | 負債及び純資産の部合計 | 1,912,697 |

注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間連結決算日の時価により、先物・オプション取引等の派生商品については中間連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。

3. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）その他の有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他の有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

4. 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

5. デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

6. 当行の有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 2年～36年

動 産 2年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、法人税法の定める耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

7. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行で定める利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。

連結子会社の自社利用のソフトウェアについては、各々定める利用可能期間（主として3年）に基づく定額法により償却しております。

8. 当行の外貨建資産・負債は、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

9. 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

10. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

11. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務 その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

12. 当行並びに連結される子会社及び子法人等のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

13. 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。

当中間連結会計期間末の中間連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号）を適用して実施してありました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。

なお、当中間連結会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は15百万円（税効果額控除前）であります。

連結される子会社及び子法人等においては、ヘッジ会計を行っておりません。

14. 当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。

15. 当行並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間連結会計期間の費用に計上しております。

16. 関係会社の株式及び出資総額（子会社の株式を除く） 1,224百万円

17. 有形固定資産の減価償却累計額 22,275百万円

18. 有形固定資産の圧縮記帳額 4,240百万円

19. 貸出金及びその他資産のうち、破綻先債権額は5,761百万円、延滞債権額は58,807百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

その他資産のうち、貸出金に準じるものとして、求償債権を上記の対象としており、その債権額は 1,480 百万円であります。

20. 貸出金のうち、3 カ月以上延滞債権額はありません。

なお、3 カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から 3 月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

21. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 8,547 百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3 カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

22. 破綻先債権額、延滞債権額、3 カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 73,116 百万円であります。

なお、19. から 22. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

23. 手形割引は、業種別監査委員会報告第 24 号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 23,169 百万円であります。

24. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 5,761 百万円

担保資産に対応する債務

預金 4,741 百万円

コールマネー 1,768 百万円

上記のほか、為替決済、信託業務等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券 100,491 百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は 899 百万円あります。

25. 土地の再評価に関する法律(平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成 10 年 3 月 31 日

同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号)第 2 条第 1 号に定める地価公示法に基づいて、(奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等)合理的な調整を行って算出

同法律第 10 条に定める再評価を行った事業用土地の当中間連結会計期間末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 10,090 百万円

26. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 17,500 百万円が含まれております。

27. 1 株当たりの純資産額 482 円 83 銭

「1 株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 4 号平成 14 年 9 月 25 日)が平成 18 年 1 月 31 日付で改正され、会社法施行日以後終了する中間連結会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同適用指針を適用し、1 株当たりの純資産額は「繰延ヘッジ損益」を含めて算出してあります。これにより、従来の方法に比べて 1 株当たりの純資産額は 7 銭減少しております。

28. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

満期保有目的の債券で時価のあるもの

| | 中間連結貸借対照表 計上額(百万円) | 時 価 (百万円) | 差 額 (百万円) |
|------|-----------------------|--------------|--------------|
| 国債 | - | - | - |
| 地方債 | - | - | - |
| 短期社債 | - | - | - |
| 社債 | 1,705 | 1,720 | 15 |
| その他 | - | - | - |
| 合計 | 1,705 | 1,720 | 15 |

その他有価証券で時価のあるもの

| | 取得原価 (百万円) | 中間連結貸借対照表 計上額(百万円) | 評価差額 (百万円) |
|------|---------------|-----------------------|---------------|
| 株式 | 30,628 | 54,039 | 23,411 |
| 債券 | 402,812 | 400,103 | 2,708 |
| 国債 | 201,713 | 199,191 | 2,521 |
| 地方債 | 141,307 | 140,889 | 418 |
| 短期社債 | - | - | - |
| 社債 | 59,790 | 60,022 | 231 |
| その他 | 35,772 | 35,375 | 397 |
| 合計 | 469,212 | 489,518 | 20,305 |

なお、上記の評価差額から繰延税金負債 8,183 百万円を差し引いた額 12,122 百万円のうち少数株主持分相当額 10 百万円を控除した額に、持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額 5 百万円を加算した額 12,117 百万円を、「その他有価証券評価差額金」に計上しております。

29. 時価評価されていない有価証券のうち、主なものの内容と中間連結貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

| 内 容 | 中間連結貸借対照表計上額(百万円) |
|------------------|-------------------|
| 満期保有目的の債券 | |
| 非上場事業債 | 4,250 |
| その他有価証券 | |
| 非上場新株予約権付社債 | 921 |
| 非上場株式(店頭売買株式を除く) | 2,717 |
| 非上場外国株式 | 0 |
| 企業再生ファンド出資金 | 18 |

30. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、371,839 百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が371,839 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行

並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に（半年毎に）予め定めている行内（社内）手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

31. 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日）が会社法施行日以後終了する中間連結会計期間から適用されることになったこと等から、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第60号平成18年4月28日）により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から以下のとおり表示を変更しております。

（1）「資本の部」は「純資産の部」とし、株主資本、評価・換算差額等及び少数株主持分に区分のうえ表示しております。

なお、当中間連結会計期間末における従来の「資本の部」に相当する金額は82,631百万円であります。

（2）純額で繰延ヘッジ損失又は繰延ヘッジ利益として「その他資産」又は「その他負債」に含めて計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。

（3）「株式等評価差額金」は、「その他有価証券評価差額金」として表示しております。

（4）負債の部の次に表示していた「少数株主持分」は、純資産の部に表示しております。

（5）「動産不動産」は、「有形固定資産」、「無形固定資産」又は「その他資産」に区分して表示しております。これにより、従来の方法に比べて「その他資産」は899百万円増加しております。

（6）「その他資産」に含めて表示することとしていたソフトウェアは、「無形固定資産」に含めて表示しております。

32. 「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第20号平成18年9月8日）が公表日以後終了する中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同実務対応報告を適用しております。これによる中間連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。

33. 銀行法施行規則第17条の5第1項第3号口に規定する連結自己資本比率（国内基準） 9.88%

中間連結損益計算書 [平成18年4月1日から
平成18年9月30日まで]

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 |
|-------------------------|------------|
| 経 常 収 益 | 22,174 |
| 資 金 運 用 収 益 | 16,759 |
| (うち貸出金利息) | (12,890) |
| (うち有価証券利息配当金) | (3,758) |
| 信 託 報 酬 | 2 |
| 役 務 取 引 等 収 益 | 3,757 |
| 特 定 取 引 収 益 | 334 |
| そ の 他 業 務 収 益 | 420 |
| そ の 他 経 常 収 益 | 900 |
| 経 常 費 用 | 16,659 |
| 資 金 調 達 費 用 | 1,587 |
| (うち預金利息) | (523) |
| 役 務 取 引 等 費 用 | 1,374 |
| そ の 他 業 務 費 用 | 0 |
| 営 業 経 費 | 12,936 |
| そ の 他 経 常 費 用 | 761 |
| 経 常 利 益 | 5,515 |
| 特 別 利 益 | 1,243 |
| 特 別 損 失 | 86 |
| 税 金 等 調 整 前 中 間 純 利 益 | 6,672 |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 580 |
| 法 人 税 等 調 整 額 | 2,152 |
| 少 数 株 主 利 益 | 71 |
| 中 間 純 利 益 | 3,867 |

注1．記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2．1株当たり中間純利益金額 22円59銭

3．特定取引目的の取引については、取引の約定時点を基準とし、当該取引からの損益を中間連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間連結会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

4．「その他経常費用」には、貸出金償却17百万円、及び株式等償却274百万円を含んでおります。

5．当中間連結会計期間において、使用方法の変更や市場価格の著しい低下により以下の資産について回収可能価額まで減額し、当該減少額10百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

| 地域 | 主な用途 | 種類 | 減損損失 |
|------|---------|-------|------|
| 佐賀県内 | 社宅1か所 | 土地・建物 | 1百万円 |
| 福岡県内 | 営業店舗1か所 | 建物・動産 | 9 |
| 合計 | | | 10 |

当該資産の回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、「不動産鑑定評価基準」(国土交通省、平成14年7月3日改正)に基づき評価した額から処分費用見込額を控除して算定しております。

資産のグルーピング方法は、当行では管理会計上の最小区分である営業店単位(ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位)でグルーピングを行っておりますが、銀行全体に関連する資産(本部使用資産、社宅、ATMコーナー等)は共用資産とし、遊休資産については各々独立した単位として取り扱っております。また、連結子会社では各社をグルーピングの単位として取り扱っております。